

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（104）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2018年10月1日号）

小田中 聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号は2016年9月に起こった事象のうち、「原発問題と核兵器問題」を取り上げます。
日頃のご愛読に感謝いたします。）

Ⅲ 原発問題と核兵器問題

A 原発問題

（1）①2016年8月31日、九州電力は、川内原発（薩摩川内市）の一時停止の要請（この要請は鹿児島県三反園知事が行った）に応じない方針を固めたことが判明し、週内にも県に回答するとした（河北新報9月1日）。

②川内原発は、2014年9月に新規制基準に合格し、一号機が2013年8月、二号機が同年10月に再稼働した。しかし、8月26日、三反園知事は、熊本地震後、川内原発に対する県民の不安が高まっていると判断し、“直ちに停止し、施設の安全性を点検・検証することを求める要請書”を九電社長に手交した。だが知事には、原発を法的に止める権限はないため、九電の対応が問題となった。そこで九電は①の対応を示したわけである。

③では三反園知事は、九電側の回答をどう受け止めたのか。8月31日、同知事は

記者団に対し、“九電側からまだ回答はなく、今のところ何も決めていない”と語った。

④なお、九電は、定期検査の中で、県が求めている原子炉容器や使用済み核燃料の保管設備などの点検を実施し、さらに三反園知事の要請に応じて緊急車両を増やすなどの原発事故時の避難計画への支援体制を強化するほか、非常時には情報提供する意向も伝える、としている。

さらに九電は、原発周辺の活断層については「十分調査を尽くしている」として、再度の調査は実施せず、これ迄の検証結果を丁寧に説明していく方針をとっている（前掲河北新報）。

⑤つまり、九電は川内原発停止要請を蹴ったのである。

（2）①9月1日、東京電力福島第一原発の廃炉について、周辺自治体＝11市町村

(大熊、双葉両町を除く)と県とは、“安全確保協定”を東京電力と締結した(9月2日河北新報)。

この協定は、施設の増設時や廃炉時に事前説明を義務付け、立入調査を可能とする規定を盛り込んだ。

それ迄は、廃炉に関する東電との安全協定は県と立地2町村だけが結んでいたが、原発事故の影響が広範囲に及んだことを踏まえ、県が周辺自治体を対象とした新協定を東電側と結んだのである。

②地方自治体と原発との関係を考える上で貴重な教訓を示している事例である。

(3) ①2016年9月2日、原子力規制委員会は、九州電力玄海原発3・4号機(佐賀県)の事故対策の拠点となる「緊急時対策棟」の予定地の現地調査を行った(9月3日赤旗)。なお、この調査は、2015年12月以降3度目であり、仮に問題がないとなれば、再稼働への動きはすすむのである(前掲赤旗)。

②この動きに対して、玄海原発の入口では反対の団体や個人約30人が集まり、抗議活動を行った。

その一人、永野浩二さんは語る。“再稼働に前のめりな九電と規制委員会だが、福島原発は未だ放射能を出しているし、事故の原因も分かってはいない。そんな状況で再稼働は論外だ”、と。

③なお、九州電力は、2015年3月に、川内原発1・2号機(同年8月と10月に再稼働)の事故対策拠点を免震から耐震に変更する計画を申請し、玄海3・4号機についても計画を変更した。更田原子力規制委員長代理は、その変更理由について、“十分な説明を受けていない…、また九電は同年度中の再稼働を狙っているが、目標としてはかなり高いハードルだと思っている、”と語った。

④2016年9月20日、九州電力は玄海原発3・4号機について、原子力規制委員会に「補正申請書」を提出した(9月21日朝日新聞)。

この申請書は、2013年7月に再稼働を申請した際の内容に、審査での指摘を取り入れ、地震の揺れ想定(基準地震動)を540ガルから620ガル(川内原発と同じ)に引き上げるとともに、想定する津波の高さを3メートルから4メートルに引き上げるものである。

なお、規制委はこの申請書類を基に新規制基準に適合していると認める審査書案をまとめる予定、という(前掲朝日新聞)。

⑤以上の事実は何を物語るか。

第一に、九州電力の地震・津波の想定が新基準に合わせる形できると変わっていること。第二に、新規準なるものがどれ程の科学的根拠があり、住民感情を果たして

取り入れたものかについて疑問を感じること

を記しておきたい。

(4) ①2016年9月5日、九州電力の瓜生社長は、三反園鹿児島県知事に対し、8月26日に要請を受けた川内原発（鹿児島県）の即時停止には応じないと回答した。この回答書の中で、九州電力は、法定の定期検査の中で、知事の要請を踏まえた設備などの特別点検を実施すると回答した（9月6日赤旗）。

②これに対し、三反園知事は、“熊本地震を受けて、原発を一旦停止させて再点検・再検証すべきだ”と強く要請すると共に、右の回答は極めて遺憾だと表明した。そして同知事は、記者団に対し、“住民の安全、不安解消のための対策を講じるよう、今後もさらに申し入れたい。詳細は専門家を交えて県庁内で協議していく”と語った。

③このような、九州電力による川内原発停止拒否回答に対し、住民の反応を示すものとして「とめよう原発！かごしまの会」の平良代表の談話の大要を記すことにする（前掲赤旗）。

“三反園知事の要請は非常に重いものであり、それを無視する九州電力を許すことはできない。先週も熊本地方で震度5弱の強い地震や余震が続く中、多くの県民の不安は強く、定期点検まで待つことはできな

い。今回の回答は、九州電力の経営優先の体質を表すものであり、これ迄トラブルや再点検後の免震重要棟計画の撤回など、県民に嘘をつき続けてきた九州電力に、点検して問題はない、安全だと言われても信用できない。専門家や第三者を交えた検証が必要である”、以上である。

④2016年9月7日、三反園知事は、九州電力に対し、川内原発1・2号機の停止と再点検を求める再度の要請を行った。

その後の記者会見で、三反園知事は、一番重要なものは住民の安全。安全なくして次はない、と語った。

一方、瓜生九電社長は、“住民の不安軽減につながるような（定期検査での）特別点検を徹底的にやりたいという思いである、要請に応じられるかは分からない”と述べた（傍点——小田中）。

つまり九電社長は、住民の不安解消については言葉巧みに語ることを避けたのである（傍点参照）。

(5) ①2016年9月9日、瓜生九州電力社長は、三反園知事に対し、同月7日に再要請を受け、川内原発1・2号機の即時停止には応じないと回答した。その回答書の中で、道路の避難体制の充実に向けた支援策や、福祉車両配備の追加、定期検査前に実施可能な特別点検を盛り込んだことを挙げ、“私どもは…県民の皆さんの不安軽減

につながる政策をしっかりとやってほしいと要望に対してお応えした”と述べた（9月10日赤旗）。

②このような回答に接して三反園知事は、“この回答は極めて残念でならない。定期検査の前に特別点検をやるのであれば、専門家を交えて本当に安全なのかどうか自分の目で確かめて検定していきたい。これからもさまざまな要請をしていきたい”、と述べた。

③さらに9月14日、三反園知事は、就任後の初の県議会での所信表明演説の中で、“（九州電力に対する、川内原発の即時一時停止要請につき）二度にわたり行ったにも拘わらず、九州電力が速やかに原発を停止して再点検を行わないことは極めて遺憾である。引き続き、県民の安心・安全を確保する観点から、原発の防災対策の充実・強化に全力で取り組みながら、原発に頼らない社会づくりに向けた歩みを進めたい。鹿児島県の豊かな資源を活用し、バイオマス、地熱、水力などの再生可能エネルギーを積極的に推進して、再生可能エネルギー県へと変身させたい”、と抱負を語った（前掲赤旗）。

（6）①2016年9月29日、参議院本会議で安倍首相は、市田議員（共産党）の代表質問への答弁の中で、川内原発について次のように述べた（9月30日赤旗）。

“原発再稼働は、原子力規制委員会が科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると判断した原発のみその判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めるというのが政府の一貫した方針であり、川内原発もこうしたプロセスを経て再稼働した。また地元自治体が関係省庁と一体となって作成した、川内原発にかかる現行の避難計画については国としてその内容を詳細に確認し了承している。

ただし、原子力災害の備えに終わりや完璧はない。いったん策定した避難計画であっても、原子力発電所が稼働しているか否かにかかわらず、継続的に充実・強化を図っていくことが重要だ。国としても鹿児島県等と密にコミュニケーションを図りながら、川内原発にかかる避難計画のさらなる充実・強化に取り組んでいく。”

②この安倍答弁の問題点は、三つあると考える。

第一に、虚偽性である。それは川内原発の再稼働が地元の了解を得て進められているというのは、これ迄記してきたことの経過からみて、虚偽である。鹿児島県としては再稼働に反対の意思を明確に示しているからである。

第二に、安倍首相は、原子力災害の備えに終わりや完璧はないという。

しかし、原子力災害の回復不可能性を考えるなら、完璧な備え、準備の手段・方法・体制を考案し実行すべきは、国（特に行政府）の一元的な責任である。このことを安倍答弁は意識的に看過ないし否定している。これは奇怪な考え方である。

第三に、この奇怪な考え方と態度の根底にあるものは何か。それは“資源の乏しい我が国がエネルギーの安定的かつ低廉な供給と、気候変動問題への対応を同時に実現していくためには、原子力はどうしても欠かすことはできない”という9月26日の安倍答弁の中にこそ、その根底が潜んでいる。

つまり、安倍首相は、政・財・学よりなる醜悪な原発推進勢力の「政治的代理人」なのである。

(7) ①2016年9月2日、泊原子力防災協議会が東京都内で開かれた（9月3日赤旗）。

この協議会には、内閣府などの関係省庁と北海道とで構成され、オブザーバーとしては13町村と北海道電力が参加している。その検討課題は、北海道電力泊原発の重大事故に備え、住民避難計画の具体的内容を検討することである。

②同協議会は、計画「泊地域の緊急時対応」によれば、暴風雪警報の発令時には原発から半径5キロ圏内の住民（泊村・共和

町の住民計約2900人）について、複数の避難ルートを準備し、札幌市内などの宿泊施設を用意し、また30キロ圏内の住民7万9000人には札幌市など13市町村の避難先を指定した。さらに計画によれば、厳冬期には、5キロ圏内でも暴風雪警報発令時には無理に避難せず、警報解除まで住民に屋内退避を求める、とした。

③この計画には懸念される点がある（前掲赤旗の指摘）。それは、5キロ圏内に泊村、共和町で放射防護能力を持った施設が2箇所しかないこと、さらに初期被曝を軽減する安定沃素剤についても共和町は住民に事前配布していないため、効果が期待できる時間内に配布できるか、の2点である。

④右のような2点の他に、同協議会に、避難当事者である町村の代表者がオブザーバーとしての立場しか与えられていないことは、同計画の実効性を削ぐように思われる。

⑤2016年9月18日、北海道電力は、札幌市内で泊原発の住民説明会を開いた（9月24日赤旗）。道内各地から460人が参加し、再稼働の暴挙に対し怒りの声を上げた。例えば、江別市の男性は、“行き場のない放射性廃棄物をどこに置くのか、安全でない原発再稼働なんてありえない”と指摘した。これに対し、北海道電力側は、

“資源のない日本には原子力も特徴に合わせ使用することが必要だ”と述べた。

つまり北海道電力は、原発をエネルギー源として有効に活用するとの方針を改めて示したのである。

(8) 次に「もんじゅ廃炉」について述べる。

①もともと高速増殖炉もんじゅ（福井県敦賀市）は、原発の使用済み核燃料を再利用し、再処理して取り出すプルトニウムを燃料とする核燃料サイクルの中核施設であり、使用済み核燃料から取り出したプルトニウムを使い、燃やした以上のプルトニウムを生み出す施設であって、核燃料サイクル政策の柱をなすものであり、1994年4月に初臨界となった。

翌1995年12月にナトリウム漏れ事故を起こした。2010年5月に試運転を再開できたが、同年8月に燃料交換に使う炉内中継装置が落下し、再稼働できないままに、約一万点の大量の機器の点検漏れが判明した。そこで原子力規制委は、2013年5月に運転禁止を命じ、2015年11月に運転主体の交代を文科相に勧告した。

②そして2016年9月14日、政府は、もんじゅの今後のあり方について、廃炉も含めて最終的な調整に入った（前記赤旗）。

③この問題について、館野淳元中央大学教授の談話の要点を記すこととする。

もんじゅの廃炉は当然であり、使用済み核燃料の再処理など核燃料サイクル事業を見直すべきこと。またナトリウム技術など問題が多く、技術的にも行き詰まりにきていること。日本は、すでに約48トンのプルトニウムを保有しており、この処理を検討すべきこと。原発をやめる前提で、使用済み核燃料をどう収束させるかを考える機会とすべきこと。以上である。

④④館野元教授が指摘していることは、核燃料サイクル政策は技術的にも行き詰まっており、もんじゅ廃炉は当然である、ということである。

⑤⑤なお、このもんじゅ廃炉の問題についての赤旗の「主張」（9月16日）の要点を記す。

⑥⑥プルトニウム（高速増殖炉が燃料とする）は、原爆の材料となる猛毒の物質であり、冷却材のナトリウムも水に触れれば大爆発すること。

⑦⑦もんじゅ開発につぎ込まれた資金は1兆円を超し、停止しても毎年約200億円かかること。

⑧⑧現在の原子力研究開発機構に代わる新運営主体がまだ見付けられていないこと。

⑨⑨政府はイギリスなどに委託して再処理を行ってきたが、その結果として使う当たりのないプルトニウムが溜まる一方であり、

原爆拡散の危険を拡げているとして国際的な批判を浴びていること。

④核燃料サイクルから撤退し、“原発ゼロ”に進むべきこと。以上である。

④④2016年9月21日、安倍政府は、原子力関係閣僚会議を開き、もんじゅにつき廃炉を含む抜本的な見直しを行うことを合意した（9月22日朝日新聞）。

④しかし、それと同時に、同会議は次のことも決定した。第一に、核燃料サイクルの推進と高速増殖炉の研究開発計画の維持。第二に、「高速炉開発会議」（高速炉開発の司令塔として、経産相を中心に、文科相や日本原子力研究開発機構、民間業者が加わる）の設置である。

⑤以上の知見を基に考えれば、次のことが言えるように思う。

第一に、安倍政府は、もんじゅの廃炉についてはその方向へ進むことの合意をとりつけたが、もんじゅ（高速増殖炉型）に代わる高速炉型の研究開発の計画は維持し推進する方向を確認していること。

第二に、その高速炉として政府関係者（例えば世耕経産相）が活路を見出そうとしている型はフランスのアストリッドであるが、これも机上の計画であり、実用化の目途がないこと。

第三に、にも拘わらず安倍政府が核燃料サイクルの推進計画を決して放棄しようと

しないのは、朝日新聞の見方によれば、

“日本が保有する約48トンのプルトニウムを減らす必要があるから”である。経産省はプルトニウムとウランを混合したMOX燃料を使うプルサーマル発電で消費している。しかし、減らす取り組みを怠れば、国際的な批判にさらされかねない。

2018年には日米原子力協定の改定を迎える。日本は、この協定により例外的に核兵器の原料となるプルトニウムを抽出する再処理を認められている。もんじゅの廃炉で核燃料の枠組みが変われば、米国内にくすぶる日本のプルトニウム保有への懸念が高まりかねないからであると朝日はみる。

このような朝日の分析・見方の教えることは、日本の原発燃料事業と、核兵器保有の是非をめぐる日米間に潜む政治的・軍事的確執とが切り離せない関係にあることである。

以上の教訓に立ってよく考えれば、原発と軍事とは、国家至上主義的観点からも論理的にも相即不離の密接な関係にあることである。何故なら、両者ともに人命の価値をゼロと見積もる計算の上に初めて成り立つものである点で共通しているからである。

(9) ④2016年9月23日、政府が東京電力福島第二原発について、地元自治体からの同意を得ることを再稼働申請の条件と

して義務づける特例法の制定を検討していることが明らかになった。原子炉等規制法の特例措置として、早ければ臨時国会（9月26日召集）に法案を提出する方針であるという（9月24日河北新報）。

②では福島第二原発とは如何なる原発か。同原発は、東日本大震災により、1～4号機が全て停止中。東京電力ホールディングス（HD）は明確な対応方針を示していないが、福島県や同県議会、住民が廃炉を求めている原発である。

政府が検討している法案の中身は、東電HDに対し、原子力規制委員会への福島第二原発の再稼働を申請する前に、福島県など地元自治体と協議して同意を得ることを義務付ける方向であるという（前掲河北新報）。

③もともと政府は、新規準に基づいて原子力規制委員会が安全だと判断した場合には、原発の再稼働を認める方針をとってきた（つまり地元自治体の意向を無視して再稼働を認めてきた）。しかし、今回は福島第二原発については、東日本大震災という事故で甚大な被害を与えたことを重視して他の原発と同様には扱わず、特別な対応を講ずることと必要だ、と判断したという。

④このような政府の動きは、よく考えてみれば奇妙である。何故なら、原発再稼働

の条件に地元自治体の同意が必要なのは、独り福島第二原発に限らない。他の原発でも危険性は同程度であり、同様の扱い（つまり地元の同意）が必須不可欠だからである。

⑤このことと関連し、9月23日、福井県西川知事は、世耕経産相と会談し、政府が高速増殖炉もんじゅについて廃炉を前提に見直す方針を決めたことに対し、“地元を無視するような今回の対応は、原子力政策がうまくいかない原因となる”として政府を正当にも批判したのである。

（11）①2016年9月27日、経産省の有識者会合「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」が始まった（9月28日朝日新聞、赤旗）。

②その内部資料によれば、福島第一原発の廃炉や賠償、全国の原発の廃炉の費用を大手電力会社の送電網の「使用料」に上乗せする案である。その具体的な中身は、その費用を2016年4月の電力小売り全面自由化で参入した「新電力」が支払うが、結局は原発とは無縁のはずだった新電力契約者にも「受益者間の公平性」の観点から負担を求めるといふものである。

③何故この時期に検討を始めたのか。前掲朝日新聞によれば廃炉や賠償が東京電力の想定より膨らむことがはっきりしたためだといふ。内部資料によれば、追加の国民

負担は少なくとも計8・3兆円と記されている（もっとも、最終的な金額はわからないのが現状だとされている）。

④経産省は、この新たな負担制度を年内にとりまとめ、2017年の通常国会に電気事業法改正案として提出をめざしており、10月には別の有識者会合を立ち上げ、東電の追加リストラ策などの改革案をまとめる方針であり、リストラとセットで廃炉や賠償の費用の負担者拡大にも理解を得たい考えだという。

⑤以上のような考え方ないし政策の奇妙なことは、「受益者間の公平性」を錦の御旗にして、東京電力を始めとする電力会社の経営責任を不問に付していること、また原発を陰に陽に推進してきた政府の政治責任を免責し、国民の負担増大を求めていることであると考えられる。

⑥（追記）なお2017年5月25日、安倍政府は、もんじゅの廃炉につき「廃止措置促進チーム」の初会合を開き、福井県が県外排出を求めている使用済み核燃料の取り扱いについて国が関与することを盛り込む方針・体制を決定したという（5月26日

朝日新聞）。このことについては、詳しくは後述することになる。

（12）①2016年9月28日、大分県の住民26人が四国電力伊方原発（四国伊方町）の運転差止め請求訴訟を大分地裁に提起した（9月30日赤旗）。

②訴状は、①伊方原発にはすぐ近くを走る国内最長の活断層＝中央構造線断層帯や南海トラフ震源域など特別な地震リスクがあること、㊦地震などで過酷な事故が起きた場合、原発から最短距離45キロの大分県にも放射性物質の被害が及び、憲法13条・25条に定めた人格権が侵害されること、を内容とするものである。

③なお、原発関連訴訟としては、この外にも「福島原発かながわ訴訟」（東京電力福島原発第一号機事故により避難した被災者174人が東電を相手に起こした損害賠償請求訴訟）（第17回口頭弁論）が横浜地裁で開かれていることを記す。

他にも原発関連訴訟はあると思うが、取り敢えず以上の事実を書き留めることとする。

（以下次号）